

SoulCarrier（ソウルキャリア）規約

第1条（名称）

本団体は、SoulCarrier（ソウルキャリア）と称する。

第6条（役員）

本団体に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 会計 1名

第2条（目的）

本団体は、忘れられゆく人々の存在を記録し継承する

「存在証明の民主化」を理念とし、故郷への帰還または

安住を望む御遺骨を届けることを目的とする。

2 役員は総会で選任し、任期は2年、再任可。

3 代表は団体を代表し、会務を総理する。

4 副代表は代表を補佐し、代表不在時に職務代行。

5 会計は会計事務を処理する。

第3条（事業）

本団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 御遺骨の調査、記録および移送支援

第7条（総会）

総会は最高議決機関であり、年1回開催する。

(2) 遺族・関係者との連絡調整

2 代表が必要と認めた時、臨時総会を開催できる。

(3) 個人の存在記録の収集・保存・継承

3 総会は会員過半数出席で成立、出席者過半数で議決。

(4) 関連機関・団体との連携

(5) その他目的達成に必要な活動

第8条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年1月1日に始まり、

同年12月31日に終わる。

第4条（会員）

本団体の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員 目的に賛同し活動に参加する個人

第9条（規約変更）

規約変更は総会出席者の3分の2以上の賛成を要す。

(2) 賛助会員 活動を支援する個人または団体

(3) 名誉会員 功労者で総会承認を得た者

第5条（入退会）

入会は申込書提出と代表承認による。

第10条（解散）

解散は総会出席者の4分の3以上の賛成を要す。

2 退会は届出によりいつでも可能。

2 解散時の残余財産は総会決議で処分する。

3 会費既納分は返還しない。

附則

4 次に該当する、総会決議により除名できる。

本規約は令和8年（2026年）1月15日より施行する。

(1) 規約違反

(2) 名誉毀損または目的に反する行為